

放課後児童クラブを利用されている  
保護者の皆様

大村市長 園田 裕史

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた臨時休校に伴う放課後児童クラブの  
対応について

日頃より大村市の児童福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を受け、教育委員会において、5月6日まで  
市内の全ての小中学校を臨時休校することとしておりましたが、5月10日(日)まで延長されるこ  
ととなりました。  
これに伴い、主に放課後児童クラブを利用している児童を対象とした小学校における居場所の  
提供についても延長されるため、放課後児童クラブの利用については、下記のとおり、これまでの  
臨時休校期間中と同様の対応となりますのでお知らせします。

## 記

### 1 臨時休校期間について

変更前: 令和2年4月22日(水)～令和2年5月6日(水)

変更後: 令和2年4月22日(水)～令和2年5月10日(日)

### 2 受入れ対象について

平日の9時から14時半までは、各小学校において子どもの居場所が確保されるため、全ての放課後児童クラブは、14時半以降の受け入れとなります。  
(原則として、後日学校から配布される「新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業中の児童の学校への通学・利用申請書」を提出した児童のみ受入れをします。)

### 3 利用料について

臨時休校期間中に家庭保育等にご協力いただき、放課後児童クラブを欠席した際の利用料については、協力日数に応じて返還等を行う予定です。

・各施設においては感染予防に努めていますが、ご家庭でも日常生活における検温や手洗い等の感染予防対策にご協力をお願いします。なお、咳・発熱(37.5度以上)などの症状がある場合は、利用を自粛してください。  
・利用児童や施設職員が新型コロナウイルスに感染した場合には、感染された方の状況により施設の全部又は一部の休所を行い、必要な対策を講じることとなりますので、ご承知おきください。